

令和元年 6月10日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社九電工に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：馬場、補佐：児島

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社九電工	福岡県福岡市南区那の川 1-23-35

2 指名停止措置期間：令和元年 6月10日～令和元年 7月 9日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社九電工行橋営業所長が、平成28年7月に、福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」の入札に関し、同町町議と共謀し同工事の入札参加条件を厳しくし、公正な入札を妨害したとして、平成31年3月9日に公契約関係競売入札妨害の容疑で福岡県警に逮捕され、3月30日に便宜供与の見返りとして、同町町議に現金800万円を渡した贈賄の容疑で再逮捕された。また、4月3日同工事にて、株式会社フソウを入札に参加させ、当該業者を上回る金額を提示させて、見返りに1千万を支払う合意をし、入札を妨害したとして、当該業者の別の社員3名が談合の容疑で逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第8号イに該当する。

このことから、本件については1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表2第8号イ

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 省略 イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内